

「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出手続き （入力）

はじめに

- ◆ 新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や通学形態（自宅通学・自宅外通学）等について、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて届け出る必要があります。
- ◆ 未提出の場合、給付奨学金の支給が止まりますので、以下の「手続きの流れ」（3）の入力期間を確認し、**必ず決められた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ 休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。
- ◆ 第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）に事前登録

「在籍報告」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆ スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



（2）「在籍報告」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、2ページ目からの「**入力準備用紙**」を作成してください。また、届出内容によっては証明書類等の提出が必要ですので、6ページ目を参照して用意してください。（例：自宅外通学へ変更した場合は、自宅外通学の証明書類が必要。）証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

（3）スカラPSより「在籍報告」を提出（入力）

以下の提出期間内に提出（入力）してください。

提出（入力）期間	令和2年 10月 5日（月）～ 10月16日（金）
入 力 時 間	8：00～25：00

※ 土日祝日も提出（入力）できます。

※ インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

○ 「在籍報告」提出（入力）完了後は、必要な証明書類等（自宅外通学の証明書類、在留資格証明書類等）を学校に提出してください。



必ず期日までに入力してください。

「在籍報告」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、翌月から給付奨学金の振込みが止まります。

「在籍報告（兼通学形態変更届）」入力画面の推奨環境

OS（オペレーティング・システム）：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

『在籍報告(兼通学形態変更届)』入力準備用紙

「在籍報告(兼通学形態変更届)」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 7 画面 (「給付奨学金に関する調査(アンケート)」の対象者は全8画面になります。)

A-在籍報告(兼通学形態変更届)提出について

「在籍報告(兼通学形態変更届)」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在籍していること等を確認するための大切な届出です。本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

B-誓約欄

給付奨学生の在籍報告(兼通学形態変更届)提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

正しく生年月日を入力してもエラーになる場合は、学校に確認してください。

西暦 年 月 日

氏名(全角カナ)

姓(15文字以内)

名(15文字以内)

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

生年月日(西暦)

年

月

日生

2 / 7 画面

C-あなたの個人情報

★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。

第一種奨学金を併給している場合は、第一種貸与明細も表示されます。

D-在籍状況の確認

あなたは〇〇大学(短期大学・専修学校・高等専門学校)に在籍していますか。

☐ 在籍しています ☐ 在籍しています (休学しています) ☐ 在籍していません

・「在籍していません」を選択した場合、翌月から振込保留となります。

別途、退学による給付終了の届出が必要です。

・給付奨学金振込中の方が「在籍しています(休学しています)」を選択した場合、翌月から振込保留となります。

別途、休学による給付中断の届出が必要です。

E-あなたの国籍情報

★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。

(表示される内容) あなたの国籍、在留資格、在留期間(満了日)、永住意思

国籍、在留資格等に変更はありますか。

変更がある場合や在留期間(満了日)が到来している場合は「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択(入力)してください。

☐ はい ☐ いいえ

国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間を更新(延長)した場合は、証明書類(「在留カード」のコピー等)の提出が必要です。(6ページ目参照)
在留期間が満了していたり、在留資格を変更した場合は、証明書類が提出されるまで振込みが止まります。

3 / 7 画面

F-他の給付金受給状況

他の給付金(国費)の受給状況に変更はありますか。

(「他の給付金(国費)」とは、下記の5つのことを指します。ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、下記の5つに該当するものがないか必ず確認してください。)

→ 受給していないと登録されている方には、以下の問いが表示されます。

☐ 受給状況に変更ありません

☐ 受給状況に変更があります(現在、受給している)

受給開始年月日 西暦 年 月 日

現在受給している給付金に該当するものを選択してください。

複数受給中の場合は、受給開始年月日が古いものを選択してください。

他の給付金

☐ 教育訓練支援給付金【雇用保険法】

☐ 訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】

☐ 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

☐ 高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

☐ 職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

→ 受給していると登録されている方には、以下の問いが表示されます。

☐ 受給状況に変更ありません

☐ 受給状況に変更があります(現在、受給していない)

上記給付金を受給しなくなり機構の給付奨学金の支給を再開するためには、別途届出が必要です。届出の提出については、学校に問い合わせてください。

上記給付金と日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。申告漏れの場合、給付奨学金の全額返金を求めることがあります。また、受給開始年月日が遡及する場合も、その間に振込重複期間がある場合、返金が必要となります。

「受給状況に変更があります(現在、受給している)」を選択すると、「受給開始年月日」欄が活性化します。入力した受給開始年月日に基づいて給付月額を0円とします。なお、第一種奨学金を併給している場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます。

G-あなたの住所情報

★登録済みのあなたの住所情報が表示されますので、確認してください。

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。

(表示される内容) あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号

現住所、電話番号に変更はありますか。

変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください。

☐ はい ☐ いいえ

現住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

H-生計維持者情報

★登録済みの生計維持者の情報が表示されますので、確認してください。

1. 生計維持者①に変更がありましたか。

☐ 人物の変更はありません

☐ 人物の変更があります
(再婚等による人物の追加・変更)

☐ 人物の変更があります
(死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

現住所が表示されない場合は、
「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

名の変更は行うことはできません。名の変更
が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか ☐ はい ☐ いいえ

★「生計維持者情報①(変更後)」欄が活性化
するので、必要項目を入力してください。
(表示される内容)
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

「生計維持者情報①(変更後)」欄に
【生計維持者削除】と表示されます。

2. 生計維持者①のその他確認事項を入力してください。

入力不要です。
(回答欄は非活性)

(1)生計維持者①は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
(2)生計維持者①は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

3. 生計維持者②に変更がありましたか。

☐ 人物の変更はありません

☐ 人物の変更があります
(再婚等による人物の追加・変更)

☐ 人物の変更があります
(死亡、離婚等による人物の削除)

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

現住所が表示されない場合は、
「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか ☐ はい ☐ いいえ

名の変更は行うことはできません。名の変更
が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか ☐ はい ☐ いいえ

★「生計維持者情報②(変更後)」欄が活性化
するので、必要項目を入力してください。
(表示される内容)
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

「生計維持者情報②(変更後)」欄に
【生計維持者削除】と表示されます。

4. 生計維持者②のその他確認事項を入力してください。

入力不要です。
(回答欄は非活性)

(1)生計維持者②は2020年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
(2)生計維持者②は2020年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。



10月の在籍報告において報告された生計維持者の情報は、**2020年10月の支援区分の確認(見直し)には適用されません。**(2021年10月の見直しで適用されます。)

(生計維持者を変更した場合、その変更内容によって追加表示される設問が異なります。)

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

☐ 父又は母と死別した。

☐ 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし(本人)は別生計である。

☐ 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。

☐ その他()

「離婚等」には、離婚調停中、
DVによる別居中、又は未婚
の場合なども含みます。

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(次ページ表参照)の提出を後日求める場合があります。

上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。(複数選択可)

☐ 両親(父母)と死別した。

☐ 両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。

☐ わたし(本人)は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。
(納税手続きにおいて、わたしの夫(妻)の扶養に入っている。)

☐ その他()

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類(次ページ表参照)の提出を後日求める場合があります。

上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

事象	証明書類(例)
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの) ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

独立生計者(あなたが生計維持者)の場合

生計維持者はあなた自身(独立生計者)と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

- 両親(父母)と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
 ○父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
 ○わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶養している。
 ○その他()

申告いただいた内容について、後日確認する場合があります。上記の申告に間違いありませんか。 ☐ はい ☐ いいえ

5 / 7 画面

I-資産情報 入力は不要です。「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

6 / 7 画面

J-通学形態の確認

★以下の場合は入力できません。「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

- ・給付奨学金の支給が休停止中の場合
- ・設問「D-在籍状況の確認」(2/7画面)で、「在籍しています(休学しています)」を選択した場合
- ・設問「D-在籍状況の確認」(2/7画面)で、「在籍していません」を選択した場合

- ・自宅通学とは、奨学生が生計維持者(原則父母)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。
- ・自宅外通学とは、奨学生が**生計維持者のもとを離れて**(生計維持者の単身赴任等は含まない。) **家賃を支払って**生活していることをいい、**次のいずれかに該当**することが必要です。
 - ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
 - ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
 - ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
 - ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安)
 - ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合
- ・社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は「自宅通学」となります。

通学形態に変更ありませんか。

(登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。)

通学形態を変更した場合は、入居年月日・退去年月日・自宅通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。

→ 通学形態が「**自宅通学**」と登録されている場合は、以下の選択肢が表示されます。

- ☐ 通学形態は変更ありません
☐ 通学形態を変更しました(自宅通学から自宅外通学)

自宅外住所への入居年月日 西暦 年 月 日

→ 通学形態が「**自宅外通学**」と登録されている場合は、以下の選択肢が表示されます。

- ☐ 通学形態は変更ありません
☐ 通学形態を変更しました(自宅外通学から自宅通学)

自宅外住所からの退去年月日 西暦 年 月 日

☐ 自宅外通学から自宅通学へ登録を変更(訂正)します

(例) ・生計維持者と一緒に住んでいる
 ・家賃を支払っていない
 ・自宅外通学の要件①～⑤に該当していない(しなくなった) など

自宅通学への変更年月日 西暦 年 月 日

自宅外通学へ変更した場合は、自宅外通学の月額を適用しますが、追って**自宅外通学の証明書類の提出が必要**です。

未提出の場合は自宅外通学の月額が認められず、自宅通学の月額に変更になります。

また、証明書類を提出しても、機構の審査により自宅外通学の要件に該当しないことが判明した場合は、自宅通学の月額に変更になります。

給付始期から自宅通学に変更(訂正)する場合は、「給付始期年月」の1日を入力してください。

(例) 給付始期年月が2020年4月の場合、「2020年4月1日」と入力する。

K-あなたの通学状況

★「J—通学形態の確認」(6/7画面)で、「通学形態を変更しました(自宅通学から自宅外通学)」を選択した場合のみ入力してください。
それ以外の方は入力は不要(以下の設問は非表示)ですので、「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

1. 登録済みの主に通学しているキャンパスの住所が表示されますので、確認してください。

キャンパスの住所に変更はありますか。

変更がある場合は「はい」を選択して、表示される「キャンパスの住所(変更後)」欄に変更後の住所を入力してください。

○はい ○いいえ

2. 「H-生計維持者情報」画面(4/7画面)で確認・入力した生計維持者の現住所が表示されますので、確認してください。

(生計維持者の現住所が誤っている場合は、「H-生計維持者情報」画面に戻って変更してください。)

3. 自宅外月額の支給を受けるためには、生計維持者と別居し、家賃を支払って生活しているうえで、以下の要件のいずれかを満たす必要があります。

あなたが該当するもの全てを選択してください。

いずれも該当しない場合は前画面に戻って、通学形態を選択し直してください。

□①実家(生計維持者いずれもの住所)から学校までの通学距離が
片道60キロメートル以上

□②寒家から大学等までの通学時間が片道120分以上

□③実家から大学等までの通学費が月1万円以上

□④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、
通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下

□⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、
実家からの通学が困難

上記で「⑤やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難」と答えた方は、実家から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

○支障が生じる

○支障が生じない

「支障が生じる」と答えた方は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

自宅外通学の要件に該当しない場合

・6/7画面に戻って、
「通学形態は変更ありません」を選択。

社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず、要件⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、「支障が生じる理由」欄に「施設等・里親のもとを離れて生活している」旨を入力してください。

独立生計者の場合も同様に要件⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、「支障が生じる理由」欄に、独立生計の旨を入力してください。

(いずれの場合も、自宅外通学の
証明書類の提出は必要です。)



自宅外通学の月額を支給を受けるためには、証明書類(「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピー)の提出が必要です。(6ページ目を参照)

(「給付奨学金に関する調査(アンケート)」の対象者は全8画面になります。)

給付奨学金に関する調査(アンケート)

調査対象は「2020年度内満期予定者」です。対象者のみに画面表示されます。

★給付奨学金に関する調査(アンケート)にご協力をお願いします。(「在籍報告」の内容に影響を及ぼすものではありません。)

最後に、全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。
(明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。)

入力時の留意点

- 入力中、1つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面「在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。
- 「在籍報告(兼通学形態変更届)情報一覧」の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください。
送信後に内容訂正が必要になった場合、提出期間内であれば訂正が可能です。
- 送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。
- 入力時の情報は、在学学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。(個人が特定されることはありません。)

！！必ず記入してください！！

あなたの受付番号は(21桁)

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

提出書類について（該当者のみ）

自宅外通学の証明書類	・自宅外通学の給付月額を支給を受けるためには、奨学生が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活しており、かつ、一定の要件（4ページ目設問「J一通学形態の確認」参照）に該当していることについて、機構で認定を受ける必要があります。 ・「自宅外通学への変更」を入力した場合は、<u>自宅外通学の証明書類（賃貸借契約書、入寮許可証等）を、「給付奨学金『自宅外通学証明書類』提出書」とともに学校に提出してください。</u> 「給付奨学金『自宅外通学証明書類』提出書」は、給付奨学金採用時に学校から配付された「給付奨学生のしおり」に掲載されているものを使用するか、もしくは所定の様式を学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類の提出がない場合や、審査のうえ自宅外と認定されなかった場合は、自宅通学の月額に変更されます。	提出期限 「在籍報告」提出後、速やかに
在留資格の証明書類	・国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間（満了日）を更新した場合は、<u>在留資格に関する証明書類（「在留カード」のコピー、「特別永住者証明書」の表裏両面コピー、「住民票の写し」等）を、「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」とともに学校に提出してください。</u> 「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」は、給付奨学金採用時に学校から配付された「給付奨学生のしおり」に掲載されているものを使用するか、もしくは所定の様式を学校から受け取ってください。 ・必要な証明書類の詳細については、学校に確認してください。 ・適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか機構で確認できるまでは、給付奨学金の振込みが止まります。	提出期限 「在籍報告」提出後、速やかに

月額の変更について

① 給付奨学金は、次の要件によって給付月額に変動があります。

- ・適格認定（家計）に基づく支援区分の見直しによる変更
（毎年夏ごろに機構で支援区分の見直しを行い、10月振込みより支給月額に反映します。）
- ・通学形態による変更
（在籍報告提出期間以外でも必ず通学形態変更の届出が必要です。自宅外通学に変更となる場合は、通学形態変更の届出と自宅外通学に関する証明書類を提出してください。）
- ・他の国費による給付金（※）受給による変更
（他の国費による給付金を受給している期間は、給付奨学金を併給できません。その期間は給付月額が0円となり、給付奨学金を受給した期間とみなします。）

※他の国費による給付金

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞
【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

② 第一種奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額が調整（上限額が制限）されます。